

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年5月18日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 江本 雅人  
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0304-2021-0333 号	比企郡滑川町大字羽尾字唐子 4946 番
第 0304-2021-0336 号	比企郡滑川町大字羽尾字悪戸 4998 番 2
第 0304-2021-0348 号	比企郡滑川町大字羽尾字打越 5213 番 1